

平成28年6月17日
企業会計基準委員会

現在開発中の会計基準に関する今後の計画

平成28年6月17日現在において、当委員会が取り組んでいる会計基準の開発に関する検討状況及び今後の計画は、次のとおりである。

1. 日本基準

1. 会計基準の開発

収益認識に関する会計基準

(主な内容)

平成26年5月に国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）から「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606）が公表されたことを踏まえ、日本基準の体系の整備を図り、日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとする等の観点から、収益認識に関する包括的な会計基準の開発について検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

これまでの検討を踏まえ、平成28年2月4日に、「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」を公表しており（「IFRS第15号の明確化」の公表を受けて平成28年4月22日に一部を改訂）、平成28年5月31日にコメントを締め切った。今後、同意見募集に対して寄せられたご意見や適用上の課題を踏まえ検討を進める。

基準開発に向けた検討にあたっては、IFRS第15号及びTopic 606の強制適用日を踏まえ、平成30年1月1日以後開始する事業年度に適用が可能となることを当面の目標として、会計基準の開発を進める。

2. 会計基準を適用するうえでの指針（実務上の取扱いを含む。）の開発

(1) 税効果会計に関する指針

日本公認会計士協会から公表されている税効果会計及び当期税金に関する実務指針について、必要な見直しを行ったうえで、当委員会の適用指針等に移管することを目的として、次の検討を行っている。これは、基準諮問会議から、日本公認会計士協会から公表されている税効果会計及び当期税金に関する実務指針を移管すべく審議を行うこと等の提言を踏まえたものである。

(主な内容)

日本公認会計士協会から公表されている税効果会計に関する実務指針のうち、繰延税金資産の回収可能性については、平成27年12月28日に企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下「回収可能性適用指針」という。)を公表した。また、回収可能性適用指針を早期適用した企業において、早期適用した年度の翌年度の四半期連結財務諸表等に対応する早期適用した年度の四半期連結財務諸表等(比較情報)の取扱いについて、当該適用指針の公表時に当委員会が意図していたことを確認するため、平成28年3月28日に回収可能性適用指針の改正を行った。

現在、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針のうち同適用指針に含まれないものについて、必要な見直しを行ったうえで、当委員会の適用指針として移管することの検討を行っている。

このうち、税効果会計に適用する税率の取扱いについて、適用上の課題に適時に対応する観点から、実務指針全体の移管に先行して検討を行い、平成28年3月14日に企業会計基準適用指針第27号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」(以下「税率適用指針」という。)を公表した。

なお、基準諮問会議から提言を受けている連結納税制度における新規適用・加入・離脱の際の税効果会計の取扱い及び企業結合における取得企業に係る税効果会計の取扱いの整合性については、当該検討に含めることを予定している。

また、日本公認会計士協会から公表されている監査・保証実務委員会実務指針第63号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」についても、必要な見直しを行ったうえで、当委員会の適用指針として移管することの検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

平成28年2月より、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針及び当期税金に関する実務指針のうち、回収可能性適用指針及び税率適用指針に含まれないものに関する適用指針の公開草案の公表に向けた検討を行っているが、現時点において、公開草案の公表の目標時期は定めていない。

(2) リスク分担型企業年金に係る会計処理に関する指針

(主な内容)

平成28年度に新たに制度化することが予定されている企業年金制度であるリスク分担型企業年金に係る会計処理に関する指針を開発することを目的として検討を行っている。これは、厚生労働省から、基準諮問会議において、当該スキームに関する会計上の取扱いの

明確化の提案がなされたことを踏まえたものである。

(検討状況及び今後の計画)

平成28年6月2日に、実務対応報告公開草案第47号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」等(コメント期限:平成28年8月2日)を公表している。平成28年9月頃に最終化することを目標として検討を進めている。

(3) 一括取得型による自社株式取得取引に係る会計処理に関する指針

(主な内容)

米国で実施されている一括取得型による自社株式取得取引(ASR:Accelerated Share Repurchase)について、我が国企業が実施した場合の会計処理に関する指針を開発することを目的として検討を行っている。本テーマについては、基準諮問会議からの提言に基づき、日本証券業協会の参考人から示された我が国における取引スキームについて検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

平成27年1月より検討を開始しており、公開草案の公表に向けて検討を行っているが、現時点において、公開草案の公表の目標時期は定めていない。

(4) 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理に関する指針

(主な内容)

権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理について、会計上の取扱いを明確化することを目的として検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

平成27年10月より検討を開始しており、公開草案の公表に向けて検討を行っているが、現時点において、公開草案の公表の目標時期は定めていない。

(5) 公共施設等運営権に係る会計処理に関する指針

(主な内容)

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ(PFI)事業における公共施設等運営権に係る会計処理に関する指針を開発することを目的として検討を行っている。これは、内閣府から、基準諮問会議において、当該スキームに関する会計上の取扱いの明確化の提案がなされたことを踏まえたものである。

(検討状況及び今後の計画)

平成28年1月より検討を開始しており、平成28年7月から9月の間に公開草案を公表することを目標として検討を進めている。

(6) 実務対応報告第18号の見直し

(主な内容)

実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」について、在外子会社が国際財務報告基準(IFRS)に準拠している場合、資本金金融商品に関するノンリサイクリング処理について親会社の連結財務諸表を作成するうえで修正を要するとすべきか等について、修正項目の見直しを行うことを予定している¹。

また、親会社が日本基準、国内子会社がIFRSを適用している場合、親会社の連結財務諸表作成において実務対応報告第18号を適用できるように実務対応報告を修正すべきかについても検討を行うことを予定している。

(検討状況及び今後の計画)

現時点において、本件について検討を開始していない。

(7) 「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の取扱い

(主な内容)

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の一部が返還される場合の取扱いを検討することを予定している。

(検討状況及び今後の計画)

現時点において、本件について検討を開始していない。

II. 修正国際基準

(主な内容)

修正国際基準は、IASBにより公表された会計基準及び解釈指針についてエンドースメント手続を実施することにより開発するものである。

(検討状況及び今後の計画)

平成27年10月より、平成25年(2013年)中にIASBにより公表された会計基準及び解釈指針について検討を開始しており、平成28年3月17日に修正国際基準公開草案第2号「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成さ

¹ 実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」も同様に検討を行うことを予定している。

資料(3)別紙1

れる会計基準)」の改正案」を公表し、平成28年5月31日にコメントを締め切った。今後、公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、最終基準化に向けた検討を行うことを予定している。現時点において、最終基準化の目標時期は定めていない。

以 上